

# まん延防止等重点措置に基づく市立小・中学校及び高等学校における感染症対策について

## 1 まん延防止等重点措置の適用等について

1月25日、政府は、静岡県に、1月27日から2月20日までを期間として、「まん延防止等重点措置」の適用を決定した。同日、静岡市は、この適用に協力して感染症対策を実施することを決定した。

静岡県における、新型コロナウイルス感染状況や医療ひっ迫状況等について「国評価レベル」はレベル2を維持され、文部科学省の衛生管理マニュアル上の「地域の感染レベル」についても、これまで通り「レベル2」であるが、オミクロン株の感染力が強いことなどの現状を踏まえ感染症対策を強化する。

## 2 学校運営の方針について

市内の感染状況については、正月明けから、新規感染者数が急増、感染拡大が進行しており、児童生徒への影響がみられる状況である。

今後も感染力の強いといわれているオミクロン株の学校における感染状況を注視するとともに、児童生徒の健康と安全を維持するため、学校における感染症対策を講じることが重要である。

その上で、児童生徒の成長と学びを保障するとともに、感染への不安を感じている児童生徒等に配慮した対策を行う必要がある。

これらの状況を踏まえ、今後の学校運営については、オミクロン株の感染力が強いこと、また無症状でも感染していることもあるという現状を踏まえ、人と人との間隔を十分にとることやマスクの適切な着用、こまめな換気など、基本的な感染症対策を今一度徹底し、さらに強化していく。

また、授業・学校行事・部活動等においては、学校内及び地域の感染状況等を鑑み、実施について慎重に検討する。

### (1) 感染症対策について

- ・「3密」の回避（「1密」にも留意）、特にリスクの高い5つの場面の回避、マスクの適切な着用、特に、冬季であることを踏まえた換気の徹底、手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底する。
- ・マスクを着用していても、人と人との間隔をとるよう心掛ける。
- ・給食、体育、部活動において、マスクを外した際に、児童生徒間の距離を十分に確保したり、会話をしないことを徹底する。
- ・合唱・調理・密集する運動などの感染リスクの高い教育活動は、慎重に検討し、可能な限り避ける。

### (2) 保護者との連携について

新型コロナウイルスを校内に持ち込まないことが重要であるため、次の点について、保護者の協力を得て取り組むようにする。

- ・児童生徒に発熱等の風邪症状がある場合は、かかりつけ医等に相談・受診すること。（受診しないまま熱が下がり、後日登校することは、感染のリスクが危惧される。）

- ・児童生徒または同居家族に発熱等の風邪症状がある場合等には、登校を控えること。
- ・学校外での生活においても、濃厚接触者の定義にあたるような行動をしないよう留意すること。(例) マスクを外した状態で友だちと会話したり食事したりすることや、換気の悪い室内で15分以上、友だちと一緒にいることなど。

#### 4 指導上の留意事項について

- (1) 感染者が確認された場合に、学校内の活動が原因となって児童生徒、教職員が濃厚接触者となることのないように留意して日常的な活動を行う。
- (2) 児童生徒は、感染症対策の長期化に加え、今回のさらなる行動自粛により、心身のストレスが強まることが考えられることから、児童生徒ができるだけ無理なく、かつ主体的に感染症対策に取り組むことができるよう配慮する。

#### 5 地域ごとの「学校の行動基準」に基づく教育活動の実施について（文科省マニュアルにおけるレベル2の対応例及び本市での実施方法） ※下線部は変更点

(1) 学校に新型コロナウイルスを持ちこまないための手立てについて	
① 家族の体調不良時の出席停止	
文科省マニュアル	・同居家族に風邪症状が見られる場合、登校させないこととする。
本市での実施方法 《継続》	・同居家族に風邪症状が見られる場合、家族の理解と協力を得て、登校を控えていただく。この場合、宿題を課すなどして学習を保障する(欠席としない)。
② 登校時の健康観察	
文科省マニュアル	・登校時の検温結果の確認及び健康状態(同居家族の健康状態も含む)の把握を、校舎に入る前に行うようにする。
本市での実施方法 《継続》	・登校の時間差をつけたり、入口を複数箇所設けたりして、密を避けて、校舎に入る前に実施する。 ・校舎に入る前の実施が難しい場合は、教室への入室後、速やかに児童生徒の健康状態を把握し、体調不良を確認した場合は他者に接触させないなど適切に対応する。 ・健康カードへの同居家族の健康状態の記載については、上記①実施により不要とする。

(2) 教科指導及び給食指導等について	
① 教科指導	
文科省マニュアル	・可能な限りの感染症対策を行った上で、リスクの低い活動は実施する。 ・児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」を避ける。対策を講じることができれば実施する。 ・音楽の合唱、家庭科の調理実習、体育の密集する運動など、特にリスクの高い活動の実施について慎重に検討する。
本市での実施方法 《強化》	・ <u>音楽の合唱、家庭科の調理実習、体育の密集する運動など、文部科学省の衛生管理マニュアルに記載されている「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」については慎重に検討し、可能な限り避ける。</u>

② 給食指導	
文科省マニュアル	・通常の学校給食の提供方法に加えて、衛生管理を徹底する。
本市での実施方法 《継続》	・これまでの感染症対策（配膳時の児童生徒間の距離の確保など）を再度、徹底するとともに、丁寧な手洗いや消毒、喫食終了時のマスク着用などを実施し、より安全な給食時間とする。
③ 休み時間	
文科省マニュアル	・トイレ休憩については混雑しないよう動線を示して実施する。また、廊下で滞留しないよう、私語を慎むなどの工夫が必要である。
本市での実施方法 《継続》	・休み時間の過ごし方については、教職員の目が届きにくいことを踏まえて、児童生徒がトイレや水道付近に密集したり、近距離での会話や接触をしたりしないように、自分たちで約束事を決めて実行できるようにする。 ・教職員は、その状況を見届け、必要に応じて指導する。

(3) 部活動の実施について	
文科省マニュアル	・可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討する。 ・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動等の実施は慎重に検討する。
本市での実施方法 《強化》	・校内のみ（STEP 1）の活動とし、下線部の内容を <u>厳守</u> した上で、 <u>校長の判断により実施可能な範囲</u> での活動とする。

①活動を実施するにあたっては、下記事項▶を厳守する。

▶個人や少人数での活動を短時間で行う。

▶飛沫の可能性が高い活動は行わない。

（相手と接触したり組み合ったりする活動、向き合っでの発声や激しい呼気が伴うなど）

▶指導者は、活動中に限らず、活動前後の付随する場面での指導も徹底する。（部室内での着替え、準備片付け、休憩、下校時など）

▶その他、下記の留意点を参照し、担当する部活動の実態に沿った感染症対策プランの徹底を図る。

②部活動への参加については、各家庭の事情等を配慮し、本人と保護者の意向を十分に受け止め、強制にならないようにすること。

③大会参加については、主催者の感染症対策を確認し、保護者の同意を得た上で、学校として必要性を慎重に判断し、決定すること。

#### 主な留意点

- ・屋外でできる活動は屋外で行う。
- ・ランニングは、互いに十分な距離をとって行う。
- ・屋内での演奏や共同作業は、互いの距離が保てる人数制限、十分な換気などに配慮する。
- ・ミーティングや集合時は、互いの距離間に留意し、短時間で行う。
- ・屋内の活動では、2方向以上の窓を開放するなど換気を心掛ける。
- ・部室や更衣室の利用は、換気に注意し、少人数及び時間差で使用する。
- ・楽器等については唾液の処理等も適切に行う。
- ・ラケット、グローブ、楽器等の道具は、できる限り共有はしない。
- ・共有する道具、よく手を触れる場所（手すり、ドアノブ）の消毒を行う。
- ・共有のボトルやコップの使用はしない。